

## 区民会議設置の基本的な考え方(制度素案)について

### 川崎市の自治の理念 ～ 川崎市自治基本条例 ～

地方分権、少子高齢化、地球環境への配慮など、社会環境の変化の中で、暮らしやすい地域社会のあり方、自治のあり方、市民と自治体の関係のあり方が問われています。

主権者である市民自身が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であるとともに、信託した市政が市民の意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、自律的運営を図り、自治体としての自立を確保する必要があります。

こうした市民自治の基本理念を確認し、自治運営の原則を定めたものが「川崎市自治基本条例」です。

### 区行政改革の総合的な推進 ～ 川崎市新総合計画 ～

川崎市自治基本条例は、市民自治を具現化するための区の役割として、区における参加と協働による課題解決、市民活動の支援などを規定しています。

市では、これを実現するために「窓口サービス機能中心の区役所から地域の課題を自ら発見し解決できる市民協働拠点へ」を基本的な考え方として、地域の課題に的確に対応するため市の事業調整や予算などのしくみにおいて区の権限を拡充していく区役所機能の強化や市民活動を支援し市民の参加と協働の推進など、様々な施策を川崎市新総合計画に位置づけ、区行政改革として総合的に推進していきます。

### 地域の課題解決の流れにおける区民会議の位置づけ(別図1)

なかでも区民会議は、川崎市自治基本条例第22条に規定されているとおり、地域の課題を区民の参加と協働によって解決する流れの中で、課題の解決の方向や方策について区民が調査審議するしくみであり、区行政改革の施策の中でも、重要なものの一つとしています。

### 区民会議設置に向けた取り組み

市では、これまでの試行の区民会議での審議や市民の皆様からいただいた御意見などを踏まえて、区民会議設置に共通する基本的な考え方(制度素案)をまとめました。

今後は、この考え方について第2回試行の区民会議及び市民からの御意見をいただきながら、区民会議の設置に向けた手続きを進めます。

- 1 区民会議の設置目的及び名称
- 2 区民会議の役割（所掌事務）
- 3 区民会議の審議結果
- 4 区民会議の委員
- 5 区民会議の運営等
- 6 区民会議参与
- 7 区民会議への関係者の出席
- 8 区長の役割
- 9 区民会議と他の会議等との関係
- 10 その他

## 1 区民会議の設置目的及び名称

区民会議は、本市の区における暮らしやすい地域社会の形成を目指し、参加と協働による区の課題の解決に向けた調査審議を行うため、各区に設置します。

区民会議の名称は、「 区区民会議」とします。

- ・ 川崎市自治基本条例第22条第1項は、「区における課題を的確に把握し、区民の参加と協働によって地域で解決するための調査審議を行うことを目的として、各区に区民会議を設置する。」と規定しています。

## 2 区民会議の役割（所掌事務）

区民会議の役割は、区における課題を区民の参加と協働により、どのような方向で、またどのような方法で解決するかを調査審議することにあります。

- ・ 区における課題は、区民の暮らし、地域社会が抱える課題で、主に委員の日頃の地域での活動や区役所の業務を通じて把握したものから区民会議が選定し、解決のための調査審議を行います。
- ・ 現在、各区に、区民の団体等の代表者、公募の区民等で構成する「区政推進会議」が設置され、区の自主企画事業（魅力ある区づくり推進事業）に関する審議を主な役割としています。一方で区民会議は、区における課題を発見し、参加と協働により地域で解決するための調査審議を役割としています。

## 3 区民会議の審議結果

区長及び市長は、審議結果を尊重し、その内容を区における暮らしやすい地域社会の形成及び市政に反映するよう努めます。

委員は、区民会議での検討を踏まえて暮らしやすい地域社会の実現に向けた取り組みに繋げる役割を担います。

- 区民会議の審議結果は、解決策の内容により、主に次のように分類されます。
  - 区民の自主的な取組により解決する課題
  - 区民と区との協働により解決する課題
  - 区と事業局との調整を経て、市として解決を図る課題
  - 条例・規則等ルールの整備が必要となる課題
  - 国、県など他の行政主体等により解決される課題
- 区長は、審議結果を尊重し、解決策の分類に沿って解決に向けた取組に繋げていきます。
- 区民会議の審議結果を課題解決に繋げるためには、区長権限・区役所機能強化を図ることが必要であることから、「区における総合行政の推進に関する規則」や「区予算の充実」など、他の区行政改革の施策への取組を併せて推進します。

#### 4 区民会議の委員

区民会議の委員は、20人以内とします。

委員は次の人とし、市長が委嘱します。

区において活動を行う区民を主体として構成される団体等から推薦された人

区民会議委員の公募により選任した人

その他、区民会議の目的を達成するために区長が必要と認めた人

委員の任期は、2年間とします。ただし、欠員の補充のために途中から就任される委員の任期は、前任者の残りの任期とします。

委員は、任期の終了後、再度委員となることができます。

- 委員は、日頃の地域での活動等を通じて把握した課題を区民会議に持ち寄り、活動の経験を活かしながら解決に向けた調査審議を行います。また、区民会議の調査審議の内容及び結果を活動の場に持ち帰り、区における課題解決の取組に繋げるなど、区民会議と地域とを結ぶ役割を担います。
- 「区民」とは、「区の区域内に住所を有する人、区の区域内で働き若しくは学ぶ人又は区の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体」をいいます。(自治基本条例第22条第1項)
- 委員は、次の分野で活動する人とし、団体等からの推薦又は公募を基本に選任します。
  - 防災や地域の交通環境など安全で快適な暮らしをつくる活動分野
  - 福祉や健康など幸せな暮らしを支え合う活動分野
  - 子育てや教育など人を育て心を育む活動分野
  - 緑やごみなど自然環境や生活環境を守る活動分野
  - 産業や都市の拠点などまちの活力を高める活動分野
  - 文化や観光などまちの魅力を発信する活動分野
  - 地域の自治活動や市民活動など市民自治を振興する活動分野
  - その他区の地域特性に応じた課題に取り組む活動分野
- 委員の人数は、市の「附属機関等の設置等に関する要綱」に基づき20人以内とします。
- 委員は、性別、世代、地域のバランスのほか、様々な立場から選任するよう努めます。

## 5 区民会議の運営等

区民会議に議長及び副議長を置き、委員の互選により選ばれます。

議長は、区民会議を代表し、会議を招集します。

副議長は、議長を補佐します。また、必要により議長の代理となります。

会議は、委員の過半数の出席で成立します。

区民会議には、必要に応じて専門部会を置くことができます。

- ・ 区民会議では、できるだけ議論を尽くし、合意を形成していくことを基本とします。
- ・ 区民会議は、区の課題の解決に向けた調査審議を、より専門的また機動的に行う必要がある場合などには、専門部会を設置することができます。

## 6 区民会議参与

各区を選挙区として選挙される川崎市議会議員及び神奈川県議会議員が、区民会議参与となります。

区民会議参与は、会議に出席して必要な助言を行うことができます。

- ・ 呼称は、「区民会議参与」とします。
- ・ 区民会議参与は、区民会議委員のほかに区民会議に出席し発言することができる人として位置づけをします。
- ・ 区民会議参与は、区の課題の解決に向けた調査審議に助言をすることができます。

## 7 区民会議への関係者の出席

区民会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができます。

- ・ 区民会議は、区の課題の解決に向けた調査審議において、実際に地域などで課題解決に取り組んでいる区民の意見や、専門的な見地からの情報が必要な場合などに、関係者に出席を求め説明を受けたり、意見を聴いたりすることができます。
- ・ 区民会議が専門部会( 5 区民会議の運営等)を置く場合についても、関係者の出席を求め一緒に課題解決に向けた調査検討を行うことができます。

## 8 区長の役割

区は、区民会議の事務局を担います。

区長は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、区民との協働や関係機関との連携などにより、課題の解決に向けた取組に努めます。

- ・ 区長は、区民会議が目的を達成できるように運営を支える役割があります。これには、会議運営の事務補助のほか、関係する行政の情報を提供するなどの役割があります。
- ・ 川崎市自治基本条例第 22 条第 2 項には、「区長及び市長等は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、その内容を区における暮らしやすい地域社会の形成及び市政に反映するよう努めます。」と規定されています。

## 9 区民会議と他の会議等との関係

区民会議は、他の会議などと相互に対等の関係にあり、必要に応じて連携することが大切です。

- ・ 区政推進会議は、区民会議の設置に伴って廃止し、その機能は区民会議が引き継ぎます。( 2 区民会議の役割(所掌事務) )
- ・ 区民会議と他の審議会等との関係は互に対等であり、他の審議会等で審議されている事項と区民会議が審議する事項とが関連する場合は、必要に応じて情報交換又は連携するなどします。
- ・ 区民会議と各種の団体等との関係については、委員の推薦、専門部会における課題解決のための調査検討での連携、さらには課題解決のための取組における連携等が考えられます。

## 10 その他

各区に共通する区民会議の基本的な事項は、条例と条例施行規則で定めます。

区ごとの区民会議の運営について必要な事項は、各区で定めます。

- ・ 区民会議は、区の状況に合わせて柔軟に運営されることが求められます。このため、委員の構成や会議の運営などの多くは、区ごとに定めることとします。主な項目は、次のようなものが考えられます。
  - 委員構成について(性別、世代、地域のバランスなど)
  - 委員の選任について
    - 委員の推薦を求める団体等
    - 公募の方法
  - 区民会議で審議する課題について
  - 専門部会の設置について

# 区民会議を通じた参加と協働による区における課題解決

## 課題

## 区民会議

区民の参加と協働による課題解決に向けた調査審議

区民の暮らし、地域社会が抱える課題

**課題の把握**

区民会議委員の課題把握  
区民会議委員が、日頃の活動等を通じて把握した課題

区役所の課題把握  
区役所が業務等を通じて把握した課題

区民会議委員からの提案

区役所からの提案

審議事項の選定

**課題の共通理解**

課題の共有、分析

- 課題の現状
- これまでの取組 など

課題の共通理解のために

- 委員からの情報提供
- 行政からの情報提供
- 関係者からの情報提供
- 区民会議参与からの助言
- 現地調査 など

**課題解決策の検討**

解決の方向（目標）

- 短期的な目標
- 中期的な目標

解決の方策（役割）

- 区民ができること
- 区役所がすべきこと
- 関係部局がすべきこと
- 関係機関がすべきこと など

**専門部会の活用**

- 専門的検討
- 関係団体との連携 など

審議結果

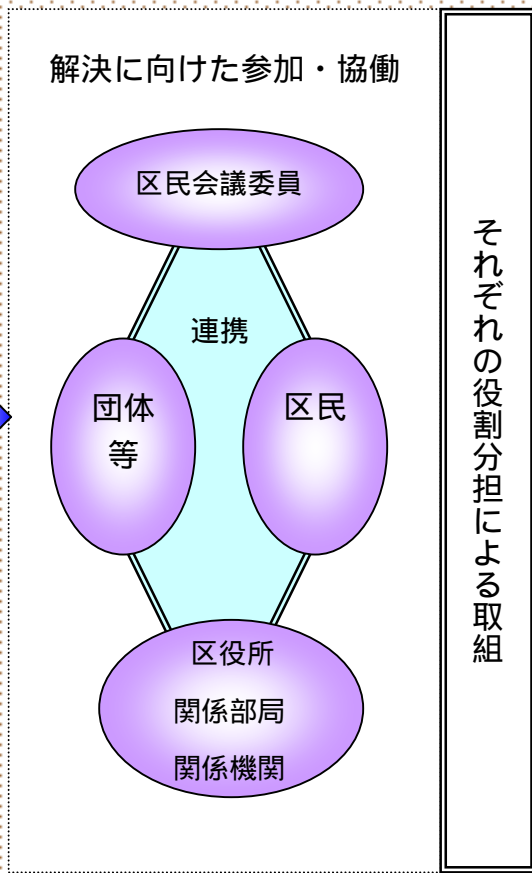
## 課題解決への取組

区民の参加と協働による課題解決への取組

**区長（区役所）**

審議結果（解決の方向、方策）を尊重し、解決に向けた取組

主に区民の自主的な取組による解決  
区民と区役所が協働で解決  
関係局区の調整により市として解決  
条例・規則等ルールの整備により解決  
国、県など他の行政主体等により解決



課題解決

### 区民会議と区の課題調整イメージ

